

認定番号	01P-112-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

## 快適施策実施状況報告書

### 1) 作業所情報

会社名	五洋建設株式会社
作業所名	日立造船・五洋建設 特定建設工事共同企業体 横須賀ごみ処理施設建築工事事務所
作業所所在地	横須賀市長坂5丁目 3878番地ほか
工期(自)～(至)	平成27年3月2日～平成32年2月28日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	その他 ごみ処理施設
工事概要 (120字以内)	焼却施設 SRC造+RC造+S造 地下2階地上6階 不燃ごみ等選別施設 SRC造+RC造+S造 地下2階地上6階 プラント 焼却施設 ストーカ炉 360t/日(120t×3炉) 不燃ごみ等選別施設 30t/5h

### ※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

### ◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。  
※上記資料は [http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei\\_4.html](http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html) からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること  
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること



【ドライミスト機能付き日よけ休憩所】

作業場に日よけ休憩所を設置し、軒先にミスト設備を取り付け、熱中症対策を行い外気温 $-2\sim 3^{\circ}\text{C}$ ・WBGT値 $-1.5\sim -2.5$ の効果を得た。  
作業途中にミストを浴びる事で清涼効果が得られ、エアコンに比べエネルギー消費量も激減し、CO2削減にも繋がった。



【ひえひえハウス】

高気温の中、作業をしている作業員の詰所とは別に小休憩場を設置した。  
冷房の利いたハウスの中では熱中飢や、かき氷機、塩タブレット、経口保水液OS-1、  
熱中症緊急キットを常備して、作業員の熱中症対策及び意識の向上を目指した。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飮・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥

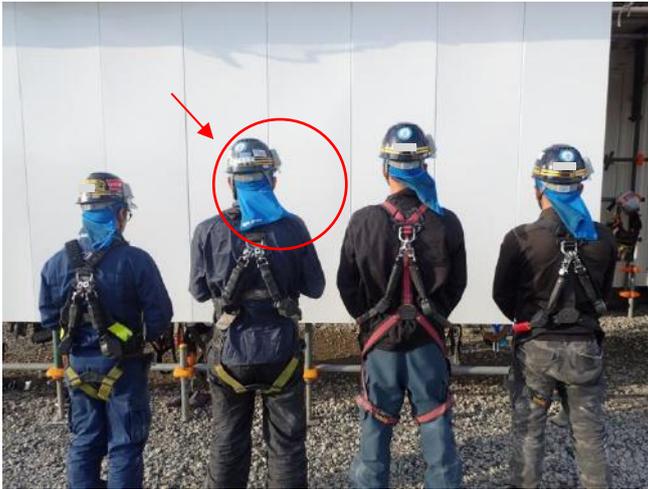


写真⑦

- 熱中症対策コーナー 熱中症対策グッズと冷蔵庫、製氷機を設置。(写真①)
- 熱中症対策応急セット 緊急時に対応出来る様、詰所、事務所に設置。(写真②)
- 経口保水液 OS-1 水分・塩分補給が出来る様に、冷蔵庫の中に常備。(写真③)
- 塩タブレット 塩分補給の為に、常時休憩所に補充。(写真④)
- かき氷機 クールダウン効果を目的として設置。(写真⑤)
- 無料自動販売機 お茶やスポーツ飲料等、無料配布しています。(写真⑥)
  
- 冷水機 休憩所の横に冷水機を設置しています。(写真⑦)

【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること



■ 防熱タレ

(EXTRA COOLING HELMET INNER)

—接触冷感とは異なり、気化熱を利用し冷却する—

冷感効果が薄れてきたら、**防熱タレ**を再度振ることで何度も冷感効果を発揮する素材です。

他の冷却効果を謳う素材のように生地を作る過程で助剤などのケミカルを使っておらず、繊維の構造で冷却するので洗濯しても効果が持続します。紫外線対策も期待でき、UPF 30+以上の提供が可能。

■ 熱中症予防対策用品要求制度

**現場負担金が発生しない制度**です。必要とされる期間中はいつでも支店の安全品質環境部にて対応して頂きます。要求票の項目に要求数を記入して安全品質環境部に用紙を送る事で、毎週水曜日に支店から発送される制度です。

夏期の実績としては、防熱タレを100人分支給しました。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

■ 施策(一)

【注意喚起機器類 WBGT 警報機器】

朝礼看板のデジタルサイネージ掲示板に熱中症情報をリアルタイムで表示します。  
WBGT値が高くなるとアナウンスが流れる為、作業員の熱中症への意識が高まり効果として熱中症者ゼロを達成出来ました。



■ 施策(二)

【作業空間・通路の確保】

赤外線センサー音声案内機。  
現場のメイン通路の横断歩道前にて音声案内を行う事で、適正に横断歩道を渡る意識付けと効果として作業空間・通路が確保され、安全に通行出来ました。



■ 施策(三)

【資材置場標識】

会社名と職長本人の顔写真を載せ、整理整頓の意識を持ってもらう。  
誰が管理しているかを資材置場標識により見える化した。  
効果として場内の整理整頓により作業がより一層はかどりました。



【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

■ 施策(一)

【LED 照明の増設】

地下工事にて、LED照明の増設を行った。最上段のみだった計画を中段にも増設する事で視環境の向上を行った。



■ 施策(二)

【湿式スパッツの設置】

粉じんの防止、道路の美化を目的としてスパッツ設置を行った。車両の動力のみで、タイヤ回りや車両下部まで泥を落とせる為、空気環境の改善につながった。



■ 施策(三)

【敷鉄板設置】

搬出入車両やダンプの往来が多い為、空気環境の改善として、敷鉄板を車両動線や資材ヤードまでの通路に敷いた。粉じん対策以外も雨天時のぬかるみ防止として機能した。

■ : ハイウォッシャー設置箇所



【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、等

■ 施策（一）

【ICT建設機械による施工】

3次元設計データを基に

ICT建設機械のバックホウを自動制御し掘削・切土工事を行った。丁張り作業の減少、オペレーターの負担を減らす事で工期が短縮出来た。



■ 施策（二）

【デジタルサイネージ活用朝礼】

電子看板の使用。配置図の表示はもちろんの事、職長パトロールの写真や災害事例を映像、視覚にて作業員全員に伝える事が出来ます。タッチパネルで操作出来る為、省人化になり、作業員が自主的に作業内容等の情報を得る事が出来ます。



■ 施策（三）

【Phantom4 ドローンの活用】

ドローンによる測量や写真、映像をスピーディーに手に入れる事が出来る。資材の範囲や安全設備状況を見える化する事で誤認識を減らし、現場確認の省人化、時間の短縮が図れました。



【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

■施策(一)

【ペッパー君の新規入場時教育】

・機能

人型ロボット Pepper による  
新規入場時教育システム。

・効果

新規の説明をする負担軽減になり、  
教育を受ける作業員さんも、  
強い関心を持ち教育を受けています。



■施策(二)

【産廃分別ヤードにおける手選別作業台】

・機能

当現場は混合廃棄物ゼロを目指し、  
品目毎に分別出来る様に分別看板を  
設置、品目別に産廃コンテナを設置した。

・効果

ごみの分別作業が行いやすい高さ



■施策(三)

【B i g p a dにて昼打ち合わせ】

・機能

パトロール内容等をタイムリーに表示  
でき、Wifi や共有ネットワークに繋いで  
大画面の電子黒板に表示が出来ます。

・効果

打ち合わせ内容を事前に準備でき、  
板書時間を大幅に省く事が出来ました。



審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。



- |  |   |
|--|---|
| <p>A.男子トイレ表示・すりガラス仕様<br/>                 B.水洗洋式便座・ウォシュレット機能<br/>                 匂い逆流防止機能付き・背面荷物置き<br/>                 便座除菌シート・消臭スプレー・防臭剤<br/>                 C.男子小便器・鏡付き洗面台<br/>                 D.二重ロック<br/>                 E.照明設備<br/>                 F.照明機器自動点灯センサー</p> | <p>G.衣類掛け・耐荷重 5 kg<br/>                 H.換気扇<br/>                 I.女子トイレ表示<br/>                 入口が直接見えない様、<br/>                 事務所裏面に配置。<br/>                 J.女子トイレサニタリーボックス<br/>                 K.清掃用具掛け<br/>                 L.清掃チェックシート</p> |
|--|---|

※赤文字が快適トイレ仕様を満たす 11 項目 + 推奨仕様を示します。  
 毎日清掃を行い、清掃チェックシートにて清潔を保っております。

【審査項目⑨】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること



■ 大型休憩所 (写真①)

現場事務所横に**冷暖房 (写真②) 付大型休憩所**を設置し、作業員が常に使用できます。

室内には、冷蔵庫や製氷機 (写真④) を用意しています。

また、喫煙室やトイレなどを併設しており、ロッカーも設置しております。

■ 小型休憩所 (写真③)

現場内に**冷暖房付小型休憩所**を設置しています。

現場作業中の小休憩時に使用出来るように大型休憩所とは別に設置しています。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

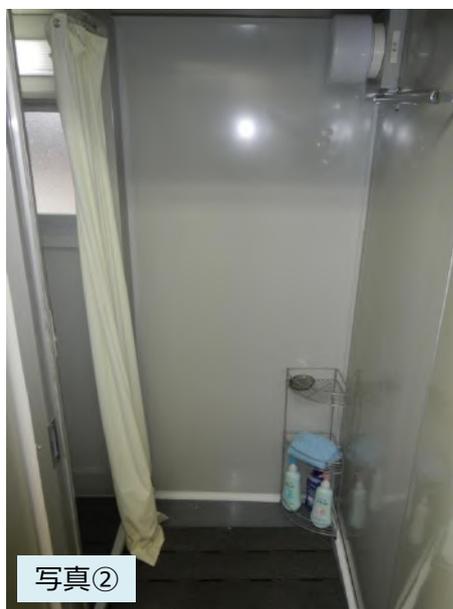
喫煙室の設置など、分煙対策をしていること



- 事務所分煙表示（写真①）  
受動喫煙防止条例による分煙表示。
- 事務所喫煙ルーム（写真②）  
事務所にて個室型完全分煙スペースを設け、分煙機を設置しています。
- 休憩所分煙表示（写真③）  
作業員休憩所に併設した完全分煙スペースを設けております。
- 作業員喫煙ルーム（写真④）  
喫煙ルームはエアコン、換気扇を設置。毎日の清掃で清潔に保たれています。

【審査項目⑪】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

シャワー室等の洗身施設を設置していること



- シャワールーム（写真①）  
プロパンのガス給湯器を使用したシャワールームを設置しています。
- 脱衣室（写真②）  
シャワールームに併設された脱衣所にはタオル掛けと棚を設置しています。
- 石鹸類（写真③）  
シャンプーやボディソープ等常備しております。
- ヘルメット洗浄機（写真④）  
ヘルメット除菌機能がついたヘルメット洗浄機を現場に設置しています。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等

■施策(一)

【ユーティリティールーム】

事務所内にユーティリティールームを設け、室内にはダーツ、ワンダーコア、腹筋ローラーがあります。

息抜きとして使用する事が出来る他、仕事のストレス解消・メタボ対策に役立っています。



■施策(二)

【職長会室兼相談室】

職長会パトロールにて出た議案について、話し合う部屋として、職長会兼相談室設置しています。また、各業者の職長さんが、現場の調整等を話し合う事にも利用しています。



■施策(三)

【談話室】

同業者はもちろん、他業者の方と気軽にコミュニケーションを取っていただく部屋として談話室設置しています。毎日笑顔で作業員の方が利用しています。



【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

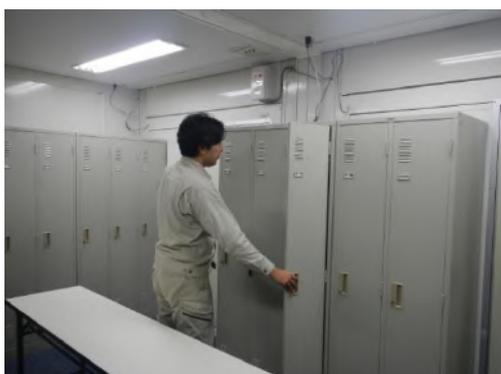
洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

■施策(一)

【男女別更衣室】

【鍵付きロッカー】

更衣室を男女別で設置しており、更衣室の中には、荷物棚やトイレも男女別にそれぞれ用意しています。更衣室内にある鍵付きロッカーは、職員全員の分と来客用が設置されています。



■施策(二)

【洗面所】

鏡付きの洗面所を設置しており、日々手洗いうがいを行って、風邪予防に努めております。



【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

■ 施策(三)

【家庭用家電製品】

事務所内には、冷蔵庫、電子レンジ、給茶機を設置しています。

また、乾燥機能付き洗濯機も設置しており作業着やタオル等を常時洗濯して衛生環境を向上しています。



■ 施策(四)

【Free Wi-Fi の設置】

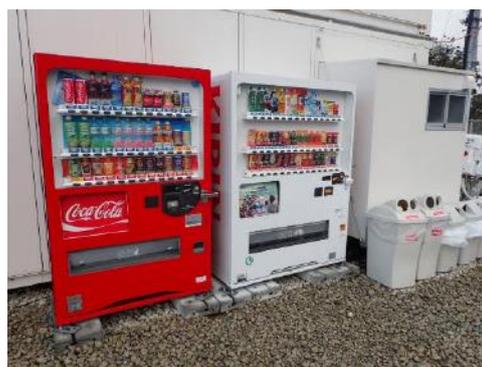
事務所と現場の2か所に Wi-Fi アンテナを設置しています。  
現場での I P A D の使用や  
来客者の方に無料で使用可能です。  
利便性向上に役だっています。



■ 施策(五)

【自動販売機】

現場事務所、作業員休憩所付近に自動販売機を2台設置しています。休憩時には、多くの作業員の方が利用しています。



【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

■施策(六)

【調理器具・キッチン】

給湯器やガスコンロ等を整備しており  
残業時の炊事を事務員さんが皆の分まで  
作ってくれます。現場勤務での食生活の  
乱れ改善に大いに役立っています。



【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

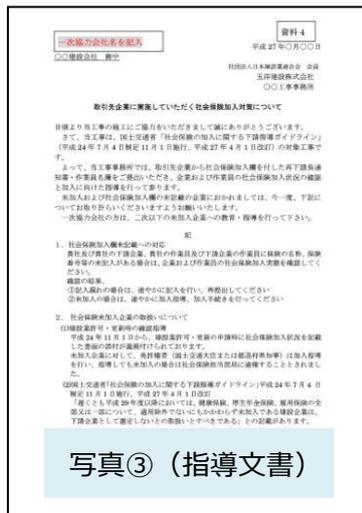
現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)



写真① (ポスター)



写真② (周知資料)



写真③ (指導文書)



写真④ (新規教育)

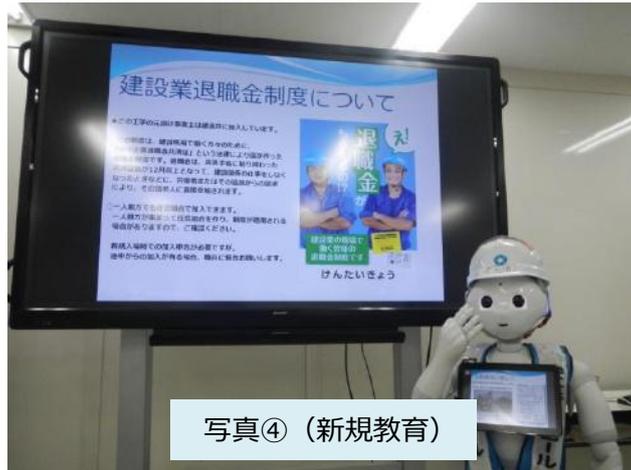
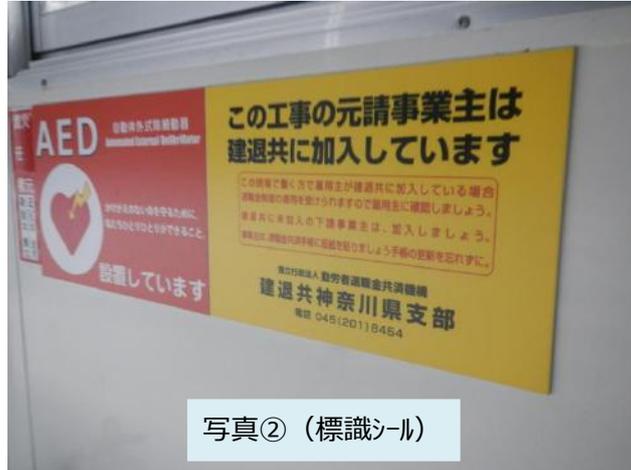
社会保険加入については、契約前にまず社会保険の加入を契約条件としています。しかし、三次下請けや四次下請け等、契約後に追加する業者に対しての**社会保険加入を周知し指導**を行っております。社会保険に未加入の場合はまず、社内の社会保険加入促進ガイドラインに沿って周知致します。新規教育の時(写真④)に社会保険の未加入が発覚した場合は、**指導文書等**(写真③)を使用して周知啓発を行います。

**安全衛生協議会にて毎月の社会保険加入状況を発表**し、周知資料(写真②)を再度配る事で社会保険の推進を粘り強く指導していきます。

又、休憩所に社会保険加入の**ポスター**(写真①)を掲示し意識付けをしています。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること



現場事務所、作業員休憩所にポスター（写真①③）や建退共のシール（写真②）を貼り建退共制度の周知をしております。又、新規入場時教育（写真④）にも同内容の説明を盛り込み、加入促進を指導しています。月に一度の安全衛生協議会でも同様の資料を配布して建設業退職金共済制度加入の説明を行っております。

【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

① 具体的な数値目標

- ・4週8休の実施
- ・休日労働を含む時間外労働時間を下記の通り定めています。  
年間の上限 : 780時間以内  
複数月の上限:6か月の平均で65時間以内  
1か月の上限:80時間以内

② 目標達成の為の取り組み方法

- ・「4週8休達成予定表」を作成し、仕事の分担を明確化を図り職員が一丸となって業務に取り組んでおります。またバディーを組んでお互いの業務内容の確認や休みの引継ぎ等を行っています。

③ 目標に対する達成度

- ・現在、全職員が4週8休を達成しております。休日を含む時間外労働に関しても、一月80時間以下、六ヶ月平均65時間以下を達成しています。

④ 管理監督者の取り組み

- ・管理監督者も従業員同様4週8休を達成しています。

⑤ 下請け業者への時短要請

- ・下請け業者への要請として、休憩所に働き方改革のポスター(右記)を貼っています。  
時短や職場環境の意識を下請け業者にも持つて頂き、労働時間の改善に取り組んで頂いています。



【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》			
4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)			
※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)			
審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください			
●着工日が平成28年12月1日以前の場合			
→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績			
期間	第2、4土曜日＋日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
平成28年12月	6	9	4(日)、11(日)、18(日)、24(土)、25(日) 28(水)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年1月	7	9	1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、7(土) 8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土) 26(日)
3月	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、18(土)、19(日) 26(日)
4月	7	7	2(日)、9(日)、15(土)、16(日)、23(日) 29(土)、30(日)
5月	6	8	3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日) 14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	6	4(日)、10(土)、11(日)、17(土)、18(日) 25(日)
7月	7	7	2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、23(日) 29(土)、30(日)
8月	6	6	6(日)、12(土)、13(日)、20(日)、26(土) 27(日)
9月	6	6	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、23(土) 24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、15(日)、22(日)、28(土) 29(日)
11月	6	6	3(金)、4(土)、5(日)、12(日)、19(日) 26(日)
12月	7	9	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、24(日) 28(木)、28(金)、30(土)、31(日)

【審査項目⑩】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

■ 施策(一)

【バディシステムで確実な休日取得】

有給休暇の取得促進のための環境整備として**2人1組でバディ**を組み交代で休日取得を目指します。  
お互いの仕事内容を理解し合い、相手が休んだ際も対応出来る様に日々2人1組で工事をカバーしていきます。



■ 施策(二)

【ノー残業デーの設定】

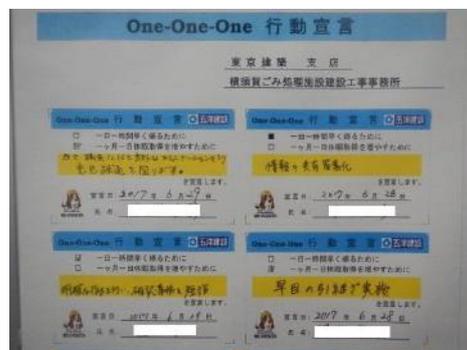
定時退社推進の為、当社では毎月**ノー残業デー**と**スーパーノー残業デー**を設定しており、時短促進をしています。また、支店通達で3カ月に1度一斉閉所が義務付けられており、ルールに沿った現場閉所を実現出来ています。



■ 施策(三)

【One-One-One 行動宣言】

1日1時間早く帰るために、または1か月1日休暇取得を増やすために一人1つ**行動宣言**をしています。毎日確認出来る所へ掲示して定時退社や有給休暇取得促進の環境整備をしています。



【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)



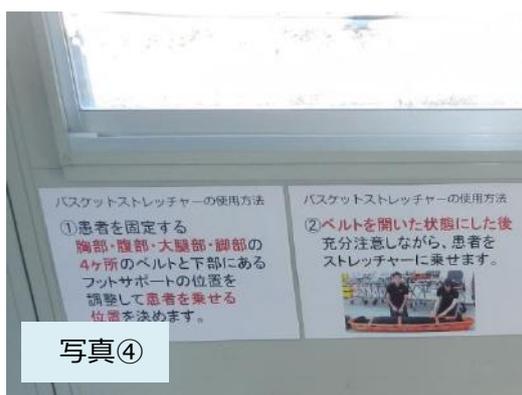
写真①



写真②



写真③



写真④

現場の安全講習として、レスキューストレッチャーの講習会を行いました。

(写真①②)レスキューストレッチャーの選定理由として、当現場はごみ処理施設の建設工事になります。地下のごみピットは2.2mの深さがあり、地下で作業中の職人さんが労働災害にあった場合を想定して、選定致しました。講習会では、実際の設置場所(写真③)から運び、クレーンにレスキューストレッチャーを玉掛けし、ベルトの固定方法(写真④)や第一発見者の災害者への対応方法の講習を行いました。弊社、安全品質環境部からも労働基準監督署にレスキューストレッチャーの現場使用について説明済みであり、現場設置の標準化を目指しております。

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

■ 施策(一)

【職長会パトロール】

毎週月曜日に**職長会パトロール**を行っております。現場パトロールを行い、パトロール後には職長室にて、現場環境を良くする為の意見交換が盛んに行われています。



■ 施策(二)

【安全表彰】

毎月1日の安全大会の時に**安全表彰**を行います。安全意識が最も高かった作業員さんに敬意を表して表彰状や記念品などを送ります。



■ 施策(三)

【ヒヤリハット報告箱】

現場で起きたヒヤリハットを記入して**報告箱**に入れて頂くシステムです。現場では言いにくい事や、気になる事を無記名で記入して頂き意見を集めます。現場の安全管理に大いに役立っています。



【審査項目⑳】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

■施策(一)

【工事概要看板、地元業者紹介看板】

公共工事の為、地元業者の協力を得て工事を行っています。現場を通行される一般の方々へ対して、**工事進捗**が分かるパースや地元の会社と協力して工事行っている旨を理解して頂く様、**協力会社名**の記載してある看板を設置しています。



■施策(二)

【近隣大学の見学会】

地元の大学から見学依頼を受け、**現場見学会**を開きました。土木学科のOBの方々のご貴重な意見を頂き、様々な角度で現場を見て頂きました。地域の懇親イベントとして今後も精力的に行っていきたいと思います。



■施策(三)

【紹介ボードの設置】

発注者・監理者・施工者・協力業者、色々な分野の人が協力しあって工事を行っています。**紹介ボード**には趣味や出身地等プロフィールが記入されており、見て頂いた方々のコミュニケーションツールとして活躍しています。



以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 14

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 26

総合計: 40

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

すべての要件を満たしたため、満点としました。